

Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要（案）

1 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者が、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、効果的かつ効率的な支援を行う事業

区分	青森市事業名（仮称）	実施内容	見直し・変更点	実施方法	平成28年度の単価等 （参考）	利用料
（1）地域包括支援センターによる「介護予防ケアマネジメント」						
	介護予防ケアマネジメント事業	【区 分】 ケアマネジメント 【概 要】 地域包括支援センターによる、要支援者及び基本チェックリスト該当者に対する自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 「介護予防支援」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者のケアマネジメントのうち「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」のみを利用する方のケアマネジメントを本事業で実施 ◇基本チェックリスト該当者のケアマネジメントが総価契約から単価契約に変更	委託	■介護予防支援 ・4,300円/月 ※その他加算あり ■介護予防ケアマネジメント事業 ・115,139,050円/年 （11包括分）	なし
（2）介護保険事業所による「現行相当のサービス」						
	介護予防訪問介護相当事業	【区 分】 訪問型 【概 要】 訪問介護員による身体介護、生活援助 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 現行の「介護予防訪問介護」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者に加え、基本チェックリスト該当者も対象	事業者指定	■介護予防訪問介護 ・週1回程度11,680円/月 ・週2回程度23,350円/月 ・週3回程度37,040円/月 ※その他加算あり	給付費の1割（又は2割）負担
	介護予防通所介護相当事業	【区 分】 通所型 【概 要】 介護事業所での食事や入浴などの日常生活上の支援及び機能訓練 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 現行の「介護予防通所介護」と同等の運営基準・単価により実施	◇要支援者に加え、基本チェックリスト該当者も対象	事業者指定	■介護予防通所介護 ・要支援1：16,470円/月 ・要支援2：33,770円/月 ※その他加算あり	給付費の1割（又は2割）負担
（3）介護保険事業所による「介護予防サポート」						
	元気わくわくサポート事業 （訪問型・通所型セット）	【区 分】 訪問型 【概 要】 リハビリテーション専門職による生活課題等の評価及び生活指導 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気わくわく教室）」と同等の運営基準・単価により実施	◇モデル事業の結果を踏まえメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象	事業者指定	■介護予防モデル事業 （元気わくわく教室） ・事業所内専門職 ：5,000円/H ・事業所外専門職 ：7,500円/H	なし
		【区 分】 通所型 【概 要】 介護事業所での運動器・栄養改善・口腔機能向上のための複合プログラム 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気わくわく教室）」と同等の運営基準・単価により実施 （プログラム提供内容等により単価の細分化を予定）	◇モデル事業の結果を踏まえメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象	事業者指定	■介護予防モデル事業 （元気わくわく教室） ・6,943円/日（人）	給付費の1割（又は2割）負担
	元気アップサポート事業	【区 分】 通所型 【概 要】 介護事業所での運動器機能向上プログラム・認知症予防プログラム 【対 象】 要支援者、基本チェックリスト該当者 【基準等】 平成27年度から実施している「介護予防モデル事業（元気アップ教室）」と同等の運営基準・単価により実施	◇モデル事業の結果を踏まえメニュー化 ◇基本チェックリスト該当者に加え、要支援者も対象	事業者指定	■介護予防モデル事業 （元気アップ教室） ・3,375円/日（人）	給付費の1割（又は2割）負担

2 一般介護予防事業

全ての高齢者が地域で生きがいや役割を持って生活できるよう、住民主体の通いの場の充実及び参加者の継続的拡大等を通じて介護予防を推進する事業

区分	青森市事業名（仮称）	実施内容	見直し・変更点	実施方法	平成28年度の契約単価等 （参考）	利用料
（1）地域包括支援センターによる「介護予防の早期支援」						
	介護予防対象者把握事業	<p>【概要】 閉じこもり等何らかの支援を要する方を早期に把握し、地域の介護予防活動につなぐ</p> <p>【対象】 閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者</p> <p>【実施方法】 地域包括支援センターが、訪問活動や地域のネットワークを通じて支援を要する高齢者を早期に把握し、地域の介護予防活動につなぐ</p>	<p>◇基本チェックリストに基づく二次予防事業対象者の把握に限定していた内容から、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握して住民主体の通いの場につなぐ内容へ変更</p>	委託	<p>■二次予防対象者把握事業 ・8,144,400円/年 (1法人：740,400円/年)</p> <p>■訪問型介護予防事業 ・5,273円/回（在宅） ・1,269円/回（不在）</p>	なし
（2）在宅介護支援センター等による「高齢者の元気づくり支援」						
	介護予防普及啓発事業	<p>【概要】 地域住民が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、ロコモ予防体操等の普及啓発と活動が継続できる場づくりを支援</p> <p>【対象】 全ての高齢者</p> <p>【実施方法】 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターによるロコモ予防体操等の指導及び場づくり支援を実施（総価契約から、単価契約への変更を予定）</p>	<p>◇介護予防の普及啓発活動とともに、住民の自主的な介護予防活動が継続的に展開され、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう内容を見直し</p>	委託	<p>■一次予防事業（介護予防教室） ・14,027,200円/年 (1法人：637,600円/年)</p>	なし
	こころの縁側づくり事業	<p>【概要】 地域に交流の場をつくり、生きがいづくりと仲間づくりを進める</p> <p>【対象】 全ての高齢者</p> <p>【実施方法】 青森市社会福祉協議会との協定書に基づく実施</p>	<現行どおり実施>	協定	<p>■こころの縁側づくり事業 ・3,127,574円/年</p>	なし
	生きがい健康農園事業	<p>【概要】 健康農園での耕作を通じた健康づくり・冬場の体力づくり等交流機会の提供</p> <p>【対象】 全ての高齢者</p> <p>【実施方法】 「高齢者生きがい事業（健康農園）」と同等の運営・単価により実施</p>	<現行どおり実施>	委託	<p>■高齢者生きがい事業（健康農園） ・6,343,284円/年</p>	じゃがいも・大根 3,780円、 その他2,000円
	ボランティアポイント事業	<p>【概要】 高齢者が施設や地域でボランティア活動をした場合にポイントを付与する</p> <p>【対象】 青森市ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行った高齢者</p> <p>【実施方法】 青森市社会福祉協議会へ委託している地域福祉計画推進事業と一体的に実施</p>	<p>◇H28年度～ボランティアポイント制度の準備業務開始</p> <p>◇H29年度～ボランティアポイントの付与を開始</p>	委託	<p>■地域福祉計画推進事業（高齢者関係分） ・3,926,090円/年</p>	なし
	地域リハビリテーション活動支援事業	<p>【概要】 リハビリテーション専門職等の知見を活かし、地域の介護予防の取組の機能強化を図る</p> <p>【対象】 高齢者の介護予防に関わる事業者、地域団体</p> <p>【実施方法】 直営による実施（職能団体等との連携）</p>	<現行どおり実施>	直営	<p>■地域リハビリテーション活動支援事業 ・報償費：916,800円 ・需用費：22,604円</p>	なし
（3）市による「介護予防事業の評価」						
	介護予防評価事業	<p>【概要】 市が実施する新しい総合事業を自ら評価し、改善を図る</p> <p>【実施方法】 直営による実施（地域密着型サービス等運営審議会での評価）</p>	<現行どおり実施>	直営	<p>■地域密着型サービス等運営審議会 ※包括運営評価と併せて実施</p>	なし